

入札に関する補足説明書

1 入札の際に必要な書類

(1) 入札書

入札金額、日付、入札者を記入・押印のうえ、入札当日に 手渡しまたは郵便 にて提出すること。なお、入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

入札書は、長3封筒(125×235mm)に入れて糊付け後、裏面を封印すること。

封筒の表面には、宛名(内子町鳥獣害防止総合対策協議会 会長 福本 栄)、入札日、事業名、入札者名を記載し、入札書在中と朱書きすること。

(2) 委任状

代理人が入札する場合に提出すること。委任状の印鑑代理者の印鑑と入札書の印鑑は同じものを使用すること。

(3) 契約に係る指名停止に関する申立書

(4) 閲覧確認書

2 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。

3 入札の要領

(1) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直すこと。

(2) 事由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に関し不正な行為を行った者

(3) 入札書について、入札金額が訂正されたもの又は入札金額、氏名及び印影について誤脱若しくは判読不可能な記載があるものを提出した者

(4) 1人で2以上の入札をした者

(5) 代理人で委任状を提出しない者

(6) その他入札に関する条件に違反した者

5 入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがある。これらの場合において、入札者又は入札に参加しようとする者が損失を

受けても、本協議会は補償の責を負わない。

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

- (1) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
- (2) 地形又は工作物の変動によりその目的を達成することができなくなったとき。
- (3) 事業の廃止、変更その他必要があると認められるとき。

6 開札

- (1) 開札は入札後、直ちに行うこととする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 落札者の決定

落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者とする。
(最低制限価格は設定しない)。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

8 契約の締結

- (1) 落札決定の通知を受けた日から7日以内（土曜日及び日曜日を除く）に契約を締結するものとする。契約が締結されない場合は、その落札は失効とする。
- (2) 代金は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した金額とする。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

10 入札結果の公表

- (1) 入札参加者名、入札経過及び入札結果の公表については、落札者の決定後に行う。
- (2) 公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

11 その他

入札公告及びこの説明書に記載のない事項については、別途協議とする。